

「徳島県における医療費の見通しと適正化に向けた取組み
(医療費に関する方針)」(案)の概要

1 改定の趣旨

県民生活の維持向上を確保しながら、「県民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な推進」に関する目標を定め、医療費の伸びの抑制につなげることを目指すものであり、国の「基本方針」に基づき、医療費の見通しと適正化に向けた取組みを盛り込む。

2 取組み期間

平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間

3 取組みの概要

この「医療費に関する方針」では、医療費の増加を抑えていくためには、若いときからの「生活習慣病の予防対策」や「入院期間の短縮」などが大切であることから、「県民の健康の保持の推進」と、「医療の効率的な提供の推進」を柱とし、それぞれにおける目標を定める。

なお、これらの目標については、「徳島県健康増進計画(健康徳島 21(2次))」及び「徳島県保健医療計画(第6次)」との調和が取れたものとする。

(1) 設定する目標

① 県民の健康の保持の推進に関する目標

項目	平成 29 年度目標
1) 特定健康診査の実施率	・ 70%以上
2) 特定保健指導の実施率	・ 45%以上
3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	・ 13%減少

② 医療の効率的な提供の推進に関する目標

項目	平成 29 年度目標
1) 平均在院日数	・ 厚生労働省の目標設定の考え方を踏まえ、36.5日と算定
2) 後発医薬品の使用促進	・ 保険者による「後発医薬品利用差額通知」の全市町村での実施 ・ 県立病院における使用拡大など

(2) 取組み期間における医療費の見通し

	平成 23 年度	平成 29 年度
適正化前	2, 840 億円	3, 425 億円
適正化後		3, 296 億円 (△129 億円)

※厚生労働省作成による都道府県別の医療費の将来見通しソフトにより算出